

一般社団法人 日本ボッチャ協会 定款

一般社団法人日本ボッチャ協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下、「当法人」と略す）と称する。英名を、Japan Boccia Association と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を公益財団法人日本財団パラスポーツサポートセンター内（東京都港区赤坂一丁目2番2号）に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本国内の肢体不自由児者を中心とした障がいのある方のニーズに応じた競技力向上を目指すとともに、すべての障がいのある方及び関係者に対して、ボッチャの振興と普及を図り、ボッチャを通じて障がいのある方の心身の健康及び生活力の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 国内のボッチャ大会等の開催に関する事
- (2) ボッチャの普及・振興及び指導のための研修会、講習会等の開催に関する事
- (3) ボッチャ競技選手の強化、育成及び、国際大会派遣等に関する事
- (4) ボッチャ競技の技術向上や用具開発等の科学的支援に関する事
- (5) ボッチャ競技の情報の収集提供等に関する事
- (6) その他、当法人の目的達成に必要な事項に関する事

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、本条第2項の規定により入社した者を社員とする。

2. 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員資格の喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

- (4) 第6条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集し開催するものとし、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2. 社員総会を招集するには、各社員に対し、社員総会の日の1週間前までに、書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。
- 3. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が任命した者がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数)

第17条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(社員総会の議決の省略)

第20条 理事または社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案に社員の全員が書面または電子的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議事録には、議長及び出席した社員から選出された議事録署名人1名が、署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員の設置等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 3名以上
(2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を代表理事とする。
3. 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、当法人が別に定める分掌規定、法令及びこの定款で定めるところによりその職務を執行する。
2. 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
3. 代表理事及び業務執行理事は、理事会に対し、自己の職務の執行の状況について、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対する事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
3. 補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
4. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
5. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項に定める理事若しくは監事の定数を欠くに至つ

たときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としてその職務を行う権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 27 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
ただし、監事を解任する社員総会の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬)

- 第 28 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会の決議により報酬等を支給することができる。

第5章 理 事 会

(構成)

- 第 29 条 当法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第 30 条 理事会は、次の職務を行う。
(1) 当法人の業務執行に関する決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事の選任及び解職
(4) その他理事会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第 31 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
2. 通常理事会は、年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 代表理事が必要と認めたとき。
(2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により代表理事に招集の請求があつたとき。ただし、理事総数の3分の2以上の賛同で代表理事が招集する。

(招集)

- 第 32 条 理事会は代表理事が招集する。
2. 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集する者は、理事会の開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して書面または電磁的方法においてその通知を発する。
4. 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

- 第 34 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び監事はこれに署名又は記名押印する。

第6章 財産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が編成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 会 員

(会員の種類)

第42条 当法人には、次に掲げる会員を置き、第43条に定める手続きを完了することにより会員になることができる。

- (1) 本会員 第50条第1項第1号に定めるブロックに所属した選手、競技アシスタント、審判、サポーター及び第22条第1項に定める役員。
 - (2) 賛助会員 第3条の目的に賛同し、支援する個人及び家族。
2. 本会員は、当法人の定款その他の規定に従わなければならない。
3. 本会員は、毎年、登録更新手続き及び登録料の支払いを行わなければならない。

(入会)

第43条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の登録手続きを完了することにより、当法人に入会することができる。

(会員の権利)

- 第44条 本会員は、当法人主催または後援の各種行事、及び国際大会に参加することができる。
2. 当法人の行った決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(会員資格の喪失)

- 第45条 会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。
- (1) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
 - (2) 正当な理由なく登録更新手続きを行なわなかったとき
 - (3) 度重なる警告を受けたとき
 - (4) 除名されたとき

(警告)

- 第46条 当法人は、定款その他の規約に反し、当法人の名誉を棄損した会員に対し、理事会の決議により警告を出すことができる。警告を受けた会員は、一定期間の会員資格の停止等の処罰を受けなければならない。
2. 当法人は、前項の警告を受けた会員に対し、理事会の決議により一定期間の会員資格の停止等の処分を科すことができる。

(退会)

- 第47条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

- 第48条 当法人の定款その他の規定に反し、当法人の名誉を著しく棄損した者、あるいは度重なる警告を受けた者は、理事会の決議により除名することができる。

(登録料等の不返還)

- 第49条 当法人は、会員により納入された登録料その他拠出金品は返還しない。

第8章 組 織

(加盟団体)

- 第50条 当法人は、都道府県を統括し、代表するボッチャに係る団体（都道府県ボッチャ協会）その他の団体を加盟団体とする。
2. 前項の加盟団体になろうとする団体は、理事会の決議により、当法人の加盟団体となることができる。
3. 都道府県ボッチャ協会は、地域ボッチャ協会を組織するものとする。
4. 加盟団体に関し必要な事項は、別に定める加盟団体規程による。

(加盟団体の資格の喪失)

- 第51条 当法人の加盟団体は、以下の事由によりその資格を喪失する。
- (1) 脱退
 - (2) 解散
 - (3) 除名

(加盟団体の脱退)

- 第52条 当法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を記載した脱退届を提出し、理事会による承認の決議を得なければならない。

(加盟団体の除名)

- 第 53 条 当法人の加盟団体が、以下の各号の一に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。
- (1) 当法人の加盟団体としての義務に違反したとき
 - (2) 当法人の信用もしくは名誉を毀損し、または、当法人の目的に違反する行為をなしたとき
 - (3) 第 54 条に定める分担金の支払いを 1 年以上怠ったとき

(加盟団体の分担金)

- 第 54 条 当法人の加盟団体は、当法人に対し、毎年、加盟団体規程において定める分担金を納付しなければならない。ただし、納付された分担金は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(専門局等)

- 第 55 条 当法人には、第 4 条の事業の業務分掌のため、理事会の決議により、専門局を置くことができる。
2. 専門局には運営部を置くことができる。専門局の業務については、当法人が別に定める分掌規定により定める。
 3. 本条第 2 項の部局に加え、当法人は、第 4 条の事業の業務分掌のため、理事会の決議により、各種委員会（専門委員会等）を置くことができる。

第 9 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

- 第 56 条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第 57 条 当法人は、社員総会における、社員総会の総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

- 第 58 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 59 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事務局

(事務局)

- 第 60 条 当法人の事務を処理するために事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 3. 事務局長及び重要な職員は、代表理事が任免する。
 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第61条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第62条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

竹 井 純	東京都北区王子本町一丁目3番1-1105号
飛 松 好 子	埼玉県川越市南台二丁目3番地5 (エコヴィレッジ川越南台302号室)
奥 田 邦 晴	奈良県北葛城郡広陵町馬見中五丁目5番3号
齋 藤 保 将	さいたま市緑区芝原三丁目19番地15
河 合 俊 次	堺市北区新堀町二丁目83番地20

(設立時の役員)

第63条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	奥田邦晴	齋藤保将	河合俊次	樋口幸治	宮坂 昇
	中空清江	作間祥一	若松伸司	畠山直美	増田和茂
	藤田英二				
設立時代表理事	奈良県北葛城郡広陵町馬見中五丁目5番3号				奥田邦晴
設立時監事	松尾友寛				

(相談役等の選任)

第64条 代表理事は、社員又は理事の中から相談役又は顧問を選任することができる。ただし、理事会が当該選任につき反対する決議をした時は当該選任の効力は生じない。解任の場合も同様とする。

(医療管理)

第65条 当法人は、医療管理に所属する者（医師および看護師等）を、理事会の決議を経て選任することができる。ただし、医療管理に所属する者は、当法人の社員、理事又は会員である必要はない。

2. 医療管理に所属する者は、会員の医療管理を行うとともに、必要に応じ各専門局や理事に対し助言をおこなう。

(法令の準拠)

第66条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(附則)

平成27年3月31日 施行
令和3年7月21日 一部改訂し施行
令和7年6月26日 一部改訂し施行

これは当法人の現行定款に相違ない。

東京都港区赤坂一丁目2番2号
一般社団法人日本ボッチャ協会
代表理事 澤邊 芳明

